

# 仏生寺地区防災計画



## 目次

1	避難所及び緊急避難場所	P 1
2	避難所運営マニュアル	P 2
3	氷見市から避難を促す情報	P 6
4	仏生寺地区自主防災会役員の役割	P 7
5	防災訓練の実施計画	P 8
6	防災備品の管理、点検及び整備	P 8
7	いのちのバトン・安否確認避難支援登録シートの活用	P 8
8	その他（防災関係設備・資料）	P 9

平成30年2月

仏生寺地域づくり協議会

## 1 避難所及び緊急避難場所

### (1) 氷見市指定

区分	施設名	屋内面積 (収容人数)	地震	土砂災害	河川氾濫
避難所 一定期間、滞在し、避難者の生活環境を確保する施設	十三中学校 (体育館)	830㎡ (415人)	●	●	●
	旧仏生寺小学校 (体育館)	650㎡ (325人)	●	×	●
	湖南小学校 (体育館)	880㎡ (440人)	●	●	●
	十三公民館	112㎡ (56人)	●	●	●
緊急避難場所 切迫した災害の危険から逃れる場所	JA 仏生寺支所 2階	110㎡ (55人)	×	●	●
	吉池公民館	100㎡ (50人)	×	×	●
	細越集落総合センター	60㎡ (30人)	×	×	●

### (2) 避難所に避難するための集合場所

惣領	惣領公民館
鞍骨	鞍骨公民館、鞍骨高野土田神社前、宮澤明宅前
鉾根	鉾根天満宮前
大覚口	旧仏生寺小学校、大覚口日宮社前
脇之谷内	脇之谷内集落総合センター、片田義治宅前
寺中	旧仏生寺小学校、寺中公民館
上中	廣西寺、山本富美夫宅前
吉池	吉池公民館
細越	細越集落総合センター
上原	清水孝志宅前
大窪	池尾鉄筋前、荒井市郎宅前

## 2 避難所運営マニュアル

避難所は、「自分たちの地域は自分で守る」という考えを基本に、自主防災会役員、避難者の代表、施設管理者等で構成する運営委員会を設置し、協議しながら運営する。

### (1) 避難所の開設準備

#### ①市担当者や施設管理者への連絡

- ・氷見市防災担当者と自主防災会役員が連絡を取りながら開設する。

(氷見市地域防災室 74-8021)

- ・避難所施設管理者等へ連絡し、鍵を開けてもらう。鍵保管者は次のとおり

旧仏生寺小学校 体育館	自治振興委員長、地域づくり協議会会長、公民館長、民生委員・ 児童委員協議会会長、JA仏生寺支所長、スポーツプラザ役員
十三中学校体育館	教頭、自主防災会会長及び副会長

#### ②施設周辺及び施設建物の安全を十分確認してから入所(特に、地震の場合)

### (2) 避難所の開設及び運営委員会の設置

#### ①避難者等で運営委員会を設置し、役割分担を決める。

##### 総務担当

- ・避難所全体の運営管理をする。
- ・市災害対策本部との連絡及び調整を行う。

##### 情報担当

- ・災害発生時は、情報が錯綜したり、不足したりすることから、避難者に必要で正確な情報の収集に努める。
- ・避難者、マスメディア等から災害・避難・救援情報の収集をする。
- ・避難所内の情報伝達は、原則として文字情報とする。施設内に掲示板を設置し、避難者に定期的に情報を提供する。
- ・マスコミの対応は、基本的に避難所の代表者が対応する。

##### 避難者担当

- ・避難者名簿は、区長等と担当者が連携して作成する。
- ・いのちのバトン・安否確認避難支援登録シート等を活用し、避難していない人の安否確認を行う。
- ・安否確認の問い合わせは、避難者名簿に基づき、迅速に対応する。
- ・避難者の居住空間と通路を確保する。(標準：1人あたり通路を含めて2㎡)
- ・収容スペースの配分は、家族単位、集落単位に配慮する。
- ・要援護者、障害者、乳幼児等の個室スペースを確保する。(室内テント、空き教室等)

- ・避難者の要望を把握する。
- ・入退所者の把握をする。

#### 施設管理担当

- ・断水の場合、簡易トイレを速やかに設置する。
- ・施設の管理、防火・防犯、ゴミ集積場、トイレ等の管理をする。
- ・ペットの飼育者の把握と管理をする。

#### 衛生・救護担当

- ・軽い負傷者、持病者及び要援護等の応急手当・救護は、医療関係者等の協力を得て実施する。
- ・病気や負傷等で受け入れ困難な場合、医療機関や行政と協議する。
- ・介護は、原則として家族・親族が行うものとするが、家族・親族がいない場合、自主防災会役員、医療・福祉関係者が協力して介護にあたる。
- ・市が福祉避難所を設置した場合、要援護者の状態に応じて優先順位つけて、避難所に移送する。
- ・障害者、高齢者等の特別なニーズへの支援をする。

#### 食料・物資担当

- ・食料や生活物資が足りない場合、子ども、高齢者、要援護者へ優先的に配給する。
- ・食料や生活必要品の物資等のチェック、要請、受け入れ及び管理をする。

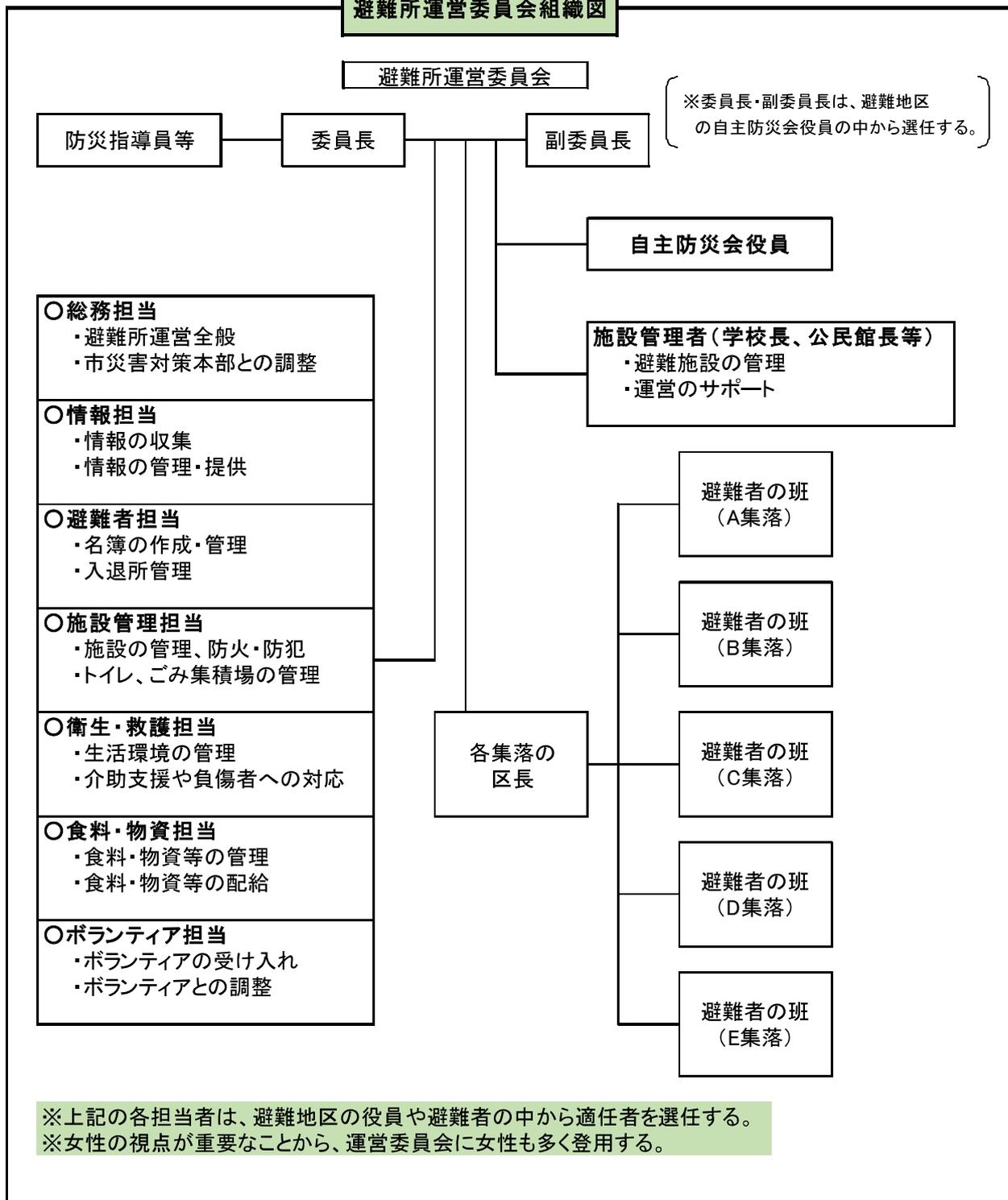
#### ボランティア担当

- ・必要なボランティアの受け入れ及び調整を行う。
- ・ボランティアは、氷見市の災害ボランティアセンターを通じて派遣要請をする。どのような協力を求めるかは、運営委員会で協議する。

#### ②避難所生活に必要なスペースの設置場所

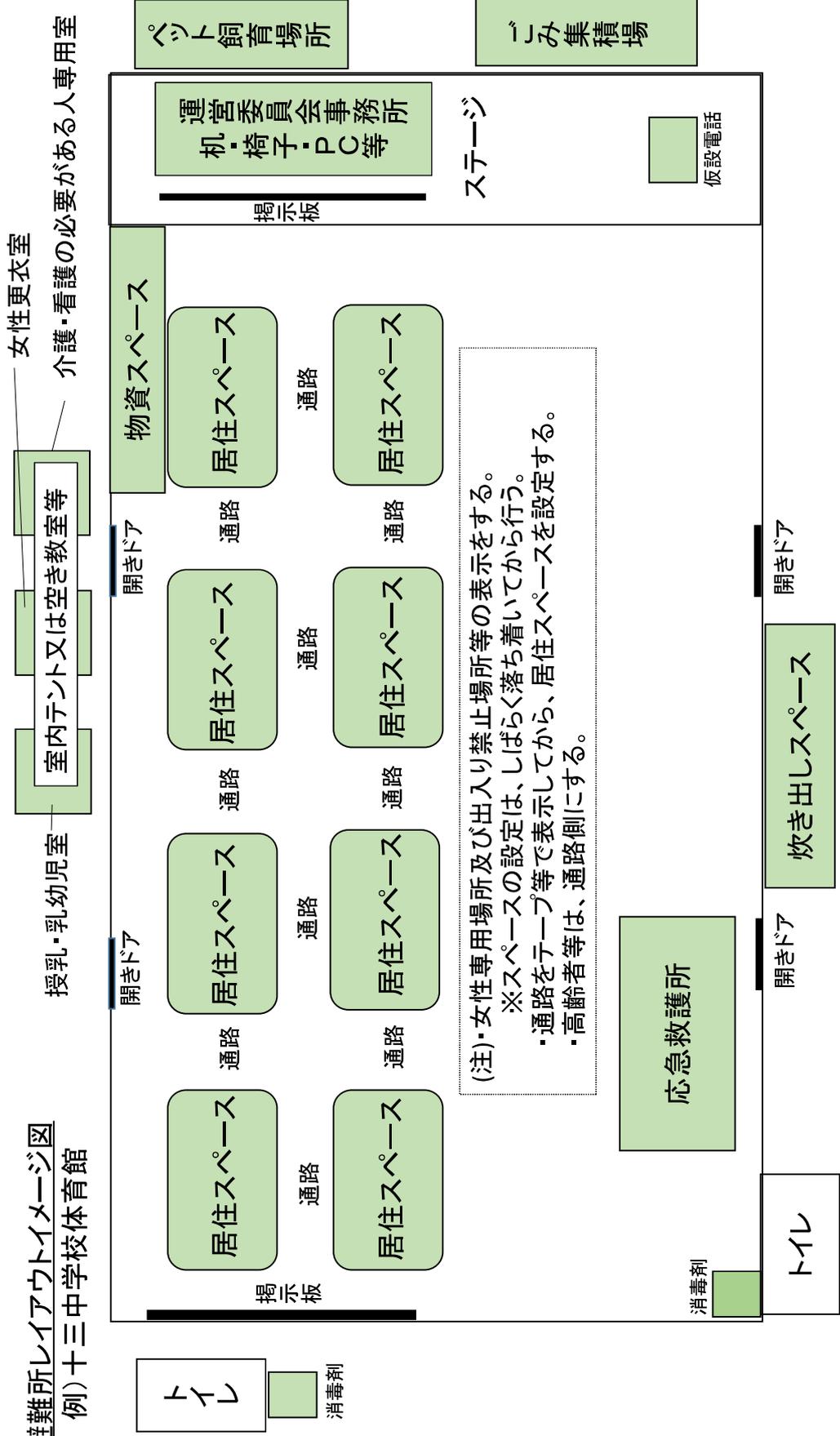
- ・居住スペース（体育館等室内で通路も確保）
- ・運営委員会事務所（体育館等室内、空き教室等）
- ・救護室、授乳室、更衣室等（室内用テント・空き教室等）
- ・食料・物資の保管場所（体育館等室内で）
- ・トイレ（既存のトイレスペース、屋根のある屋外等）
- ・ゴミ集積場（屋外）
- ・炊き出し場所（屋外でテント張り・屋根のある屋外等）
- ・ペット飼育場（屋根のある屋外等）

## 避難所運営委員会組織図



避難所レイアウトイメージ図

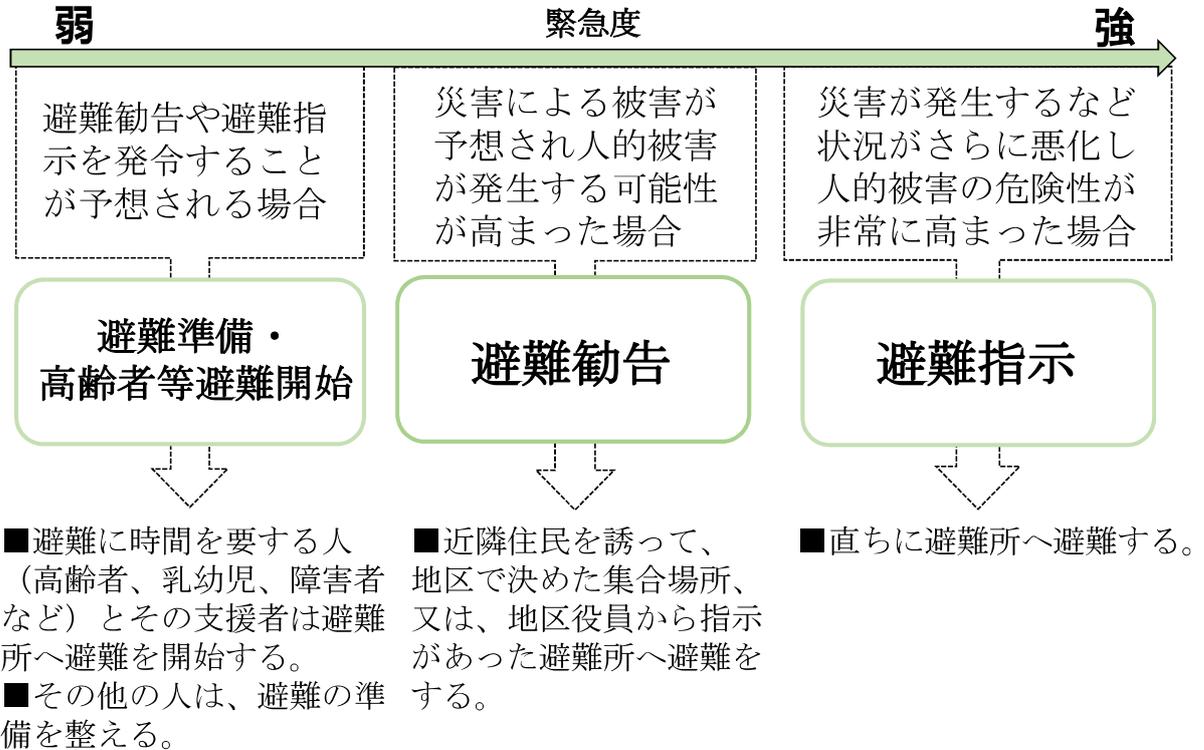
例) 十三中学校体育館



(注)・女性専用場所及び出入り禁止場所等の表示をする。  
 ※スペースの設定は、しばらく落ち着いてから行う。  
 ・通路をテープ等で表示してから、居住スペースを設定する。  
 ・高齢者等は、通路側にする。

### 3 氷見市から避難を促す情報

#### (1) 避難情報の種類 (3種類)



※外出することで、かえって危険な状況では、自宅2階など安全な場所に避難する。

(例) 自宅周辺で土砂崩れが起きて、外に出られない場合

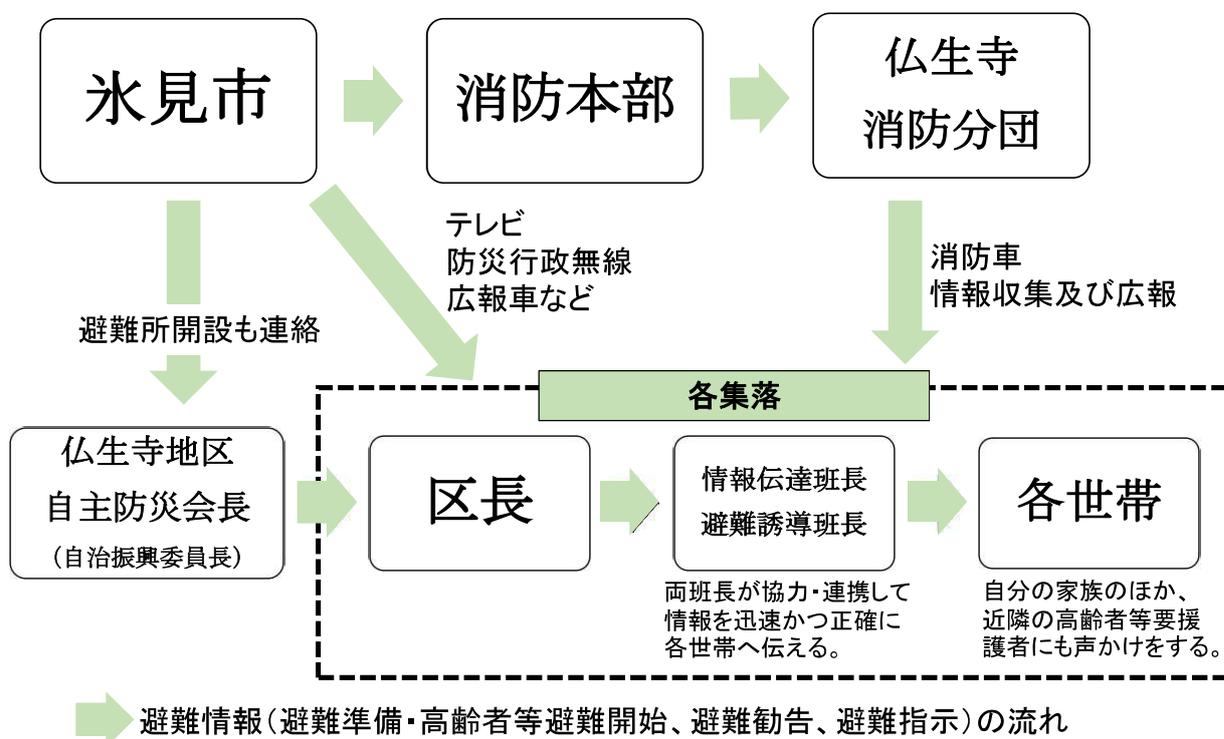
※氷見市から避難情報がなくとも、危険を感じたら自発的に避難できるよう複数の避難先を確認しておく。

※必ずしも順番どおりに情報が発令されるとは限らない。

※次の準備品をリュックサック等に入れ、避難の際にすぐに持ち出しできるように準備しておく。

非常食（菓子類）、ペットボトル飲料、防寒用の衣類（毛布、セーター、ダウンジャケット等）、懐中電灯、携帯電話及び充電器、常備薬等、紙おむつ、ティシュペーパー等

(2) 避難情報の情報伝達



#### 4 仏生寺地区自主防災会役員の役割

役職	役割
会長 (自治振興委員長)	・ 災害情報伝達、避難所の運営等の仏生寺地区の責任者
副会長 (自治振興委員会副委員長)	・ 災害情報伝達、避難所の運営等の仏生寺地区の副責任者
理事及び幹事 (各集落の区長・自治振興委員)	・ 各集落の災害情報伝達、避難誘導、救護・救出の責任者 ・ 避難所が開設された場合の集落責任者
防災指導員、防災士	・ 自主防災会の活動に指導・助言を行う。 ・ 災害時は、会長を補佐する。
情報伝達班長	・ 区長等から避難情報を聞いたら、他の役員と協力して各世帯に情報を迅速かつ正確に伝える。
避難誘導班長	・ 区長や情報伝達班長等から避難情報を聞いたら近隣の人と協力して各世帯に、集合・避難場所を正確に伝える。

## 5 防災訓練の実施計画

- (1) 人の生命又は身体を災害から守る避難訓練を最優先とする。
- (2) 年1回定期的に実施する。
- (3) 訓練の日時、場所及び内容は、毎年自主防災会で決定する。
- (4) 炊き出し訓練は、仏生寺地区カローリング大会開催時に、各集落輪番制で実施する。

### 【輪番制】

鞍骨3人、大覚口2人 ⇒ 脇之谷内3人、大窪2人 ⇒ 寺中3人、吉池2人  
⇒ 上中3人、細越2人 ⇒ 惣領3人、鉾根2人

## 6 防災備品の管理、点検及び整備

- (1) 管理 自主防災会と消防分団が協力して行う。
- (2) 点検 防災訓練等の機会を活用して実施する。
- (3) 整備 市補助金等を活用しながら順次整備する。

## 7 いのちのバトン・安否確認避難支援登録シートの活用

- (1) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、氷見市からの避難情報の伝達に活用する。
- (2) 万が一災害が発生した場合、安否確認及び必要な支援や持病の記載のある方に配慮する。
- (3) 年に1回以上、区長と民生委員等が協力して登録シートの台帳及び福祉マップの内容（死亡・出生・転入・転出等）を確認する。また、必要に応じて登録シートを更新する。

## 8 その他（防災関係設備・資料）

### 仏生寺地区自主防災会規約

（名 称）

第1条 この会は、仏生寺地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、氷見市惣領1927番地（仏生寺公民館）に置く。

（目 的）

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・土砂災害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（地区防災計画）

第4条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画（以下「防災計画」という。）を作成する。

2 防災計画は、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助意識の醸成、人材育成等総合的な地域防災力の向上を目指す。また、防災訓練の検証結果や氷見市地域防災計画の見直し等を踏まえ、定期的な見直しに努める。

（事 業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、地区防災計画に基づき、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地震等による被害を防ぐ活動に関すること。
- (3) 地震等の発生時における応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第6条 本会は、仏生寺地区に居住する住民をもって構成する。

（役 員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（自治振興委員会委員長をもって充てる。）
- (2) 副会長 1名（自治振興委員会副委員長をもって充てる。）
- (3) 理事 若干名（自治振興委員をもって充てる。）
- (4) 監事 2名（自治振興委員をもって充てる。）

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、会務を執行する。地震等の発生時において、他の役員と協力して応急活動あたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。地震等の発生時において、他の役員と協力して応急活動あたる。

5 役員は、地震等の発生時において、自分の集落の責任者として応急活動にあたる。

(情報伝達班長等)

第9条 各集落の区長は、情報伝達班長、避難誘導班長、炊き出し班員等を各集落の実情の合わせて選出し、毎年1月末までに、自主防災会会長に報告するものとする。

(防災指導員及び防災士)

第10条 本会に、防災指導員及び防災士を置くことができる。

2 防災指導員は氷見市が委嘱した防災指導員をもって充てる

3 防災士は、仏生寺地区に居住する防災士をもって充てる。

4 防災指導員及び防災士は、本会の事業について指導・助言を行う。また、地震等の発生時における応急活動において、会長を補佐する。

(会議)

第11条 本会に、総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は会長が招集し、議長となる。

3 総会は、役員、指導員及び防災士の出席をもって総会とする。毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約及び地区防災計画の改正に関すること。

(2) 活動計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めること。

6 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

7 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会により委任された事項

(3) 総会の議決事項

(4) その他、役員会が特に必要と認めること。

(会 費)

第12条 本会の会費は、自治振興委員会の会費をもって充てる。

(経 費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は毎年1回、監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成9年9月1日から施行する。

この規約は、平成28年1月7日から施行する

この規約は、平成29年12月7日から施行する。



## 氷見市等から貸与されている防災備品・鍵等

貸与品	保管場所・保管者等
放射能線量計	仏生寺公民館
防災行政無線仏生寺屋外拡声局の鍵	自主防災会会長及び副会長、消防分団長
旧仏生寺小学校(仏生寺公民館)の鍵	自治振興委員長、地域づくり協議会会長、 公民館長、民生委員・児童委員協議会会長、 J A 仏生寺支所長、スポーツプラザ役員
仏生寺防災倉庫の鍵	消防分団長
十三中学校体育館防災倉庫の鍵	十三中学校(教頭)
十三中学校体育館の鍵	自主防災会会長及び副会長

\* 鍵の保管者が役職を交代する場合、鍵及び鍵の使用方法等を含めて引き継ぎを行うこと。

\* 防災行政無線仏生寺屋外拡声局の鍵の保管者が、役職の交代により変更になった場合、氷見市防災行政無線屋外拡声局管理責任者変更届を氷見市の防災担当に提出すること。